

議案第9号

総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成
17年総社市条例第35号）の一部を次のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

介護認定審査会委員の職務の状況を鑑み、実情に即した報酬の額に
改めるため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

総社市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条，第3条関係）				別表第1（第2条，第3条関係）			
職名	区分	報酬		職名	区分	報酬	
		日額	月額		年額	日額	月額
略				略			
介護認定審査会委員		<u>17,400</u>		介護認定審査会委員		<u>15,000</u>	
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

